

議案第56号

令和6年度長久手市卯塚墓園事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度長久手市の卯塚墓園事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和6年9月2日提出

長久手市長 佐藤有美

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 墓園整備事業費	卯塚墓園整備事業	千円 176,330

議案の概要

今回の補正は、卯塚墓園整備事業で176,330千円を令和7年度に繰り越して使用します。